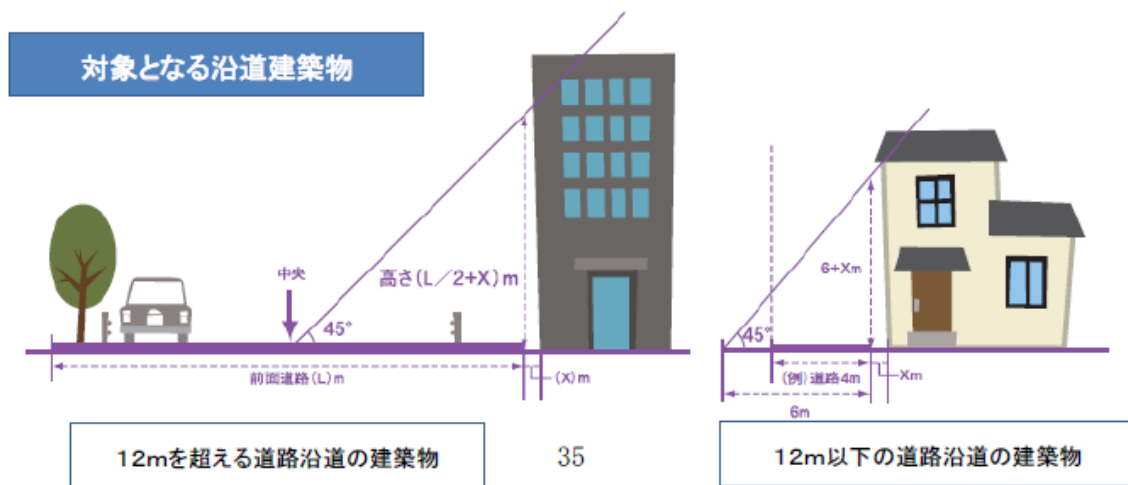


吉備中央町耐震改修促進計画 第2章 4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項について同第5章 3 により次のとおり別途定めます。

4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

岡山県では、平成8年10月に策定（平成26年1月改定）した「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画」（以下「ネットワーク計画」という。）において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めています。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するに必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められています。よって、町では災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による走路災害の発生を防止するため、道路施設の安全性向上のための整備を促進します。

また、耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建築物（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）について、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に関する事項について、耐震改修促進法第6条第3項第1号、第2号により市町村耐震改修促進計画に記載することができると規定されています。



岡山県耐震改修促進計画（平成28年3月）より抜粋

(1) 町が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路（耐震改修促進法第6条第3項第1号）（要安全確認計画記載建築物：緊急輸送道路沿道建築物）

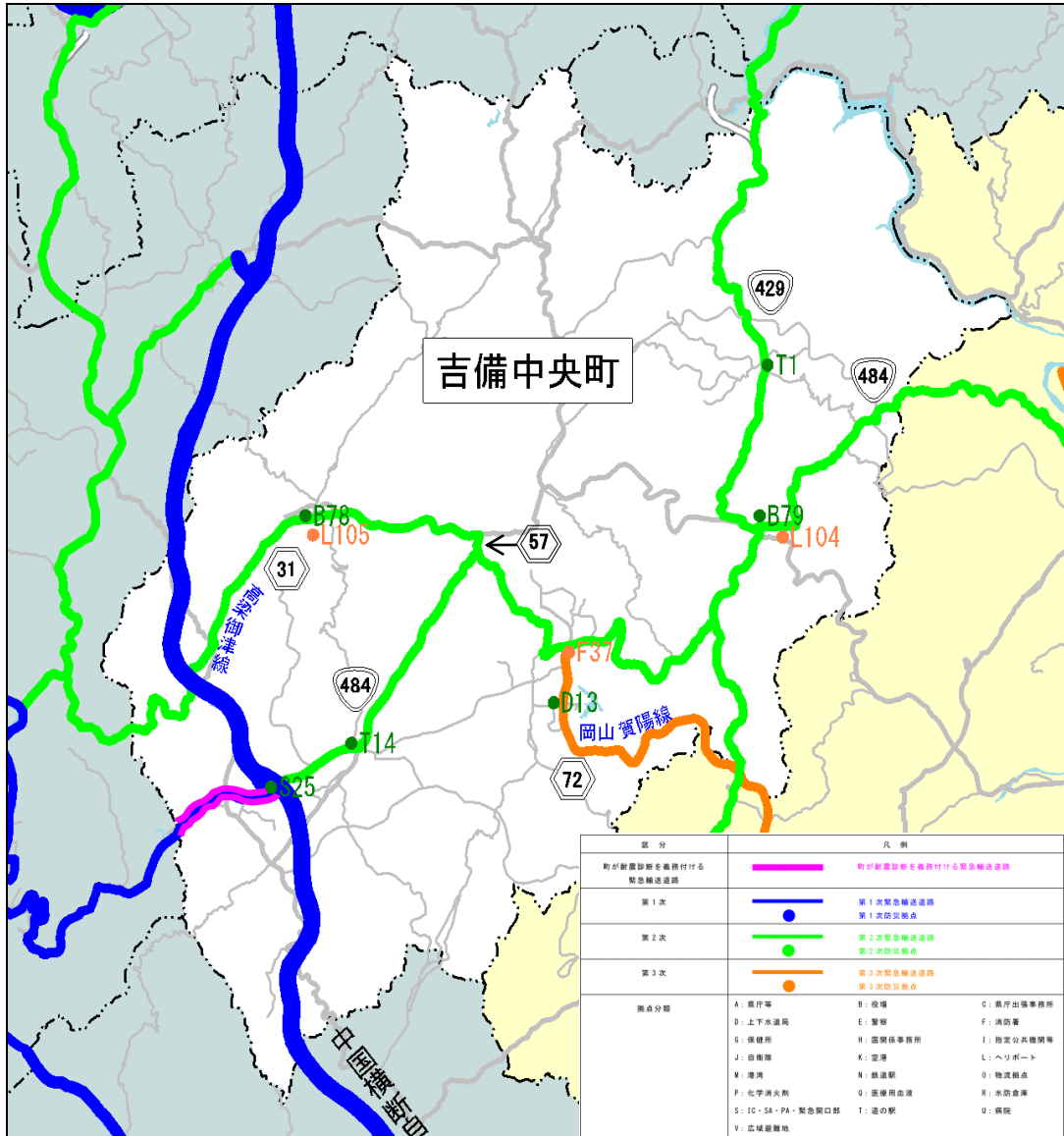
ネットワーク計画で定めた第1次緊急輸送道路のうち、災害時の拠点を連絡する広域幹線道路であり、かつ、第1次防災拠点（ネットワーク計画において、県庁、県民局、市・町の庁舎、警察本部、鉄道駅、災害拠点病院、空港・港湾及び物流拠点のうち、重要なものとして位置付けた拠点）を連絡する道路を指定します。

町では、岡山県と連携し、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づいて耐震診断を義務付ける路線を下記のように定め、耐震診断結果の報告期限を平成35年（2023年）3月31日とします。

路線名	区間
国道484号	中国横断自動車道岡山米子線 賀陽IC口交差～高梁市境

(2) その他の緊急輸送道路（耐震改修促進法第6条第3項第2号）

ネットワーク計画における第1次～第3次緊急輸送道路の全て（耐震診断の義務付けを行う緊急輸送道路を除く。）を耐震化努力義務道路として指定します。



岡山県緊急輸送路ネットワーク計画(平成26年1月)(岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会)に加筆